平成２１年（フ）第１４６５号
埼玉県川口市芝西１丁目６番19号　中嶋荘１Ｆ、旧住所埼玉県川口市芝富士１丁目27番36―704号
債務者　波野アレハンドロ
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０４号
埼玉県新座市栗原５丁目15番６号
債務者　菅野　峰子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
静岡県沼津市志下154番地
債務者　伊藤麻理子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９４号
埼玉県川口市大字大竹195番地　大竹ハイツＡ－４
債務者　矢部　勝徳
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３４号
埼玉県川口市大字東本郷1402番地の３
債務者　谷口　辰美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６８号
さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺284番地２レ・フォワイエイワツキ
債務者　角　　典子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１８号
埼玉県朝霞市三原１丁目６番26号　メゾンセイワ301号
債務者　小澤惠美子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３６号
埼玉県戸田市笹目南町35番３―205号　サリーレ
債務者　寺林のぶ子（旧姓舩木）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０６号
さいたま市見沼区春野２丁目４番５―107号
債務者　森　　孝子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４９１号
埼玉県越谷市花田５丁目10番地９　グリーンヒルハイツ103号室、住民票上の住所さいたま市岩槻区大字末田2015番地２
債務者　本田　和代（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６０５号
埼玉県草加市西町120番地７　ル・パルフェ壱番館205号、前住所埼玉県草加市吉町３丁目７番37号
債務者　杤本　記世
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６０８号
埼玉県草加市草加４丁目３番11―106号
債務者　田村　昭子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５３８号
静岡県沼津市岡宮786番地の11
債務者　坂本　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５７４号
長崎県長崎市琴海戸根町948番地、旧住所長崎県長崎市琴海尾戸町2581番地
債務者　岩井　英樹
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
長崎県長崎市琴海戸根町948番地、旧住所長崎県長崎市琴海尾戸町2581番地
債務者　岩井千登勢
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１８４号
札幌市東区北28条東19丁目６番17号　ハイツ28―１号
債務者　阿部いく子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２９１号
札幌市西区西野１条９丁目１番６号
債務者　白山　　涼
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで札幌地方裁判所民事第４部